

独立行政法人会計基準に係る
中長期課題に関する論点
(課題と現状を踏まえたたたき台)

0. 独立行政法人の財務報告に含めるべき情報について(案)

1. 財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報

①財務諸表等

②内部統制

2. 業績の適正な評価に資する情報

①業績の適正な評価に必要な前提情報

i. 政策目標の実現に貢献するための独立行政法人の役割の説明

ii. 資金フローやサービス受益者等が理解可能な事業スキーム図

②セグメントごとのアウトプット情報とインプット情報の対比

i. アウトプット情報(外部の受益者に提供したサービス)

ii. インプット情報(アウトプットを提供するために使用した資源)

3. 公共性の高いサービスが持続的に提供されるかどうかの把握に資する情報

①法人の長の理念等(グランドデザイン)

②業務運営上のリスク

- ・目標の達成を阻害する要因となるリスク
- ・財務に係るリスク
- ・独立行政法人の事務・事業に特有の法的規制等
- ・重要な訴訟事件等

③持続的に高水準のサービスを提供するための源泉

- ・人的資本
- ・知的資本(暗黙知、形式知など)
- ・設備資本
- ・組織体制 など

- 斜体の項目については、独立行政法人の実態に応じて記載する内容は異なると考えられる。
- 具体的な記載内容は財務報告利用者の理解可能性、過去情報等との比較可能性、情報の検証可能性を確保したうえで、個々の独立行政法人において検討することになるのではないか。

目次

1. 財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報
2. 業績の適正な評価に資する情報
3. 公共性の高いサービスが持続的に適用されるかどうかの把握に資する情報

1. 財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報

1. 財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報

今までのワーキング・チームにおける整理

- 独立行政法人は、一般的に独立採算ではなく、その運営に当たっては、税金を原資とする運営費交付金や出資金等が投入されている。
- そのため、国民を始めとする財務報告利用者にとって、独立行政法人の財政状態及び運営状況を適切に把握する財務情報は、当然に提供する必要がある。



ワーキング・チームの議論を踏まえた整理

- 独立行政法人の財務情報については、通則法に基づき、財務諸表を始めとした財務情報を開示しているところである。
- しかし、独立行政法人制度の特性である主務大臣による事後評価の仕組みや、独立行政法人の実施する業務は国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であることを踏まえると、「業績の適正な評価に資する情報」や「公共性の高いサービスが持続的に提供されるかどうかの把握に資する情報」といった非財務情報を含めた財務報告とすることで、財政状態及び運営状況を補足することや、理解可能性を高めることが考えられるのではないか。

1. 財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報

①内部統制の情報について

- 法人の長は、信頼性のある財務報告を行うための内部統制のほか、事業実施主体として当然に求められるべき法人運営に係る内部統制を整備・運用する責任を負っている。
- 財務報告利用者は、上記の内部統制が適切に整備・運用されていることを前提として、初めて信頼のある財務報告として受け入れることができるものと考えられる。



- 財務報告において、内部統制に係る以下の事項についての記載が必要なのではないか。
 - ① 財務報告の信頼性を担保するための内部統制の整備・運用状況
 - ② 事業継続に必要な法人運営に係る内部統制の整備・運用状況
- 上記内部統制に係る事項は、詳細な記述を求めるのではなく、それぞれについて、内部統制が適切に整備・運用されている旨と、財務報告の信頼性および法人運営に重要な影響を及ぼす事例が生じた場合における内部統制上の不備とその対応状況について記載することが考えられるのではないか。

2. 業績の適正な評価に資する情報

2. 業績の適正な評価に資する情報

今までのワーキング・チームにおける整理

- 独立行政法人の財務情報は、財務情報だけで適正に評価できるものではなく、「業績」と対比するなどして評価する必要があるのではないか。
- 例えば、特定の目標期間において財務諸表上「損失」が生じているものの、成果・効果といった業務実績は目標値を大幅に上回っている独立行政法人も考えられる。この場合、「損失」が出ているという一面だけで評価することは、誤った評価結果へ誘導されるおそれがあると考えられる。



ワーキング・チームの議論を踏まえた整理

- 独立行政法人の評価・判断の実効性を確保するために、独立行政法人の事務・事業に係るアウトプット情報とインプット情報を対比可能な形で開示を行うことが考えられるのではないか。
- 開示に当たっては、財務報告利用者に対し、理解可能性、過去情報との比較可能性や検証可能性を確保した上で、以下のような情報を開示することが考えられるのではないか。

(1) 業績の適正な評価に必要な前提情報

(2) アウトプット情報(外部の受益者に提供したサービス)とインプット情報(アウトプットを提供するために使用した資源)の対比

2. 業績の適正な評価に資する情報

ー1. 業績の適正な評価に必要な前提情報

(1) 業績の適正な評価に必要な前提情報

- 独立行政法人制度では、国の政策の企画立案機能と実施機能を分離し、実施機能を独立行政法人に担わせていることから、以下の特徴があると整理できる。
 - ・ 政策目標の立案や当該政策目標を達成するための事務・事業を独立行政法人に行わせるかどうかの判断はその政策全体を担当する主務大臣が行う。
 - ・ また、当該独立行政法人に係る目標(及びそれに含まれる指標)は、主務大臣が与えるものである。
 - ・ 独立行政法人の事務・事業を実施するための国の予算措置等については、政府・国会による決定を受けるものである。



- 財務報告利用者の理解可能性の観点からは、独立行政法人が実施した事務・事業の結果だけではなく、独立行政法人が事務・事業を実施するための所与の前提情報の記載が必要ではないか。

① 政策目標の実現に貢献するための独立行政法人の役割の説明

- ・ 政策目標における中(長)期目標や法人の実施する事務・事業の位置付け

② 資金フローやサービス受益者等が理解可能な事業スキーム図

- ・ 原則としてセグメントごとに記載
- ・ 単年度の資金フローではなく構造的な資金フロー(※)の記載

※例えば施設であれば、建設資金の財源や、建設資金をどこから回収するのか、などが明らかになるよう資金フローを記載すべきではないか。

2. 業績の適正な評価に資する情報

ー2. セグメントごとのアウトプット情報とインプット情報の対比

(2) セグメントごとのアウトプット情報とインプット情報の対比

① 独立行政法人のアウトプットについて

- IPSASBにおける概念整理などを踏まえると、独立行政法人の財務報告における「アウトプット」は、「独立行政法人がサービス受益者に対して提供するサービス」と定義できるのではないか。

【独立行政法人の目標の策定に係る指針】

- アウトプットとは、あるシステムから産出されたものを指す概念であり、法人の直接的な活動の成果（法人の提供する個別具体のサービスや法人活動の直接的産出物）のこと。

【IPSASBの「推奨実務ガイドライン第3号「サービス業績情報の報告」」における整理】

- 主体が主体の外部の受益者に対して提供するサービス。
- アウトプット産出過程の一部としてサービスが主体内部で消費されるのではなく、主体外部の受益者によりサービスが受領されるかどうかは、サービスがアウトプットに該当するかどうかを判断する上で重要な判断要因である。

以下の事項がアウトプットとなるのではないか。

直接的なサービス受益者に提供されたサービス

間接的なサービス受益者に提供されたサービス

- 定量的に測定できるサービスもあれば、定性的にしか記述できないサービスもあるのではないか。
また、定量的に測定できるサービスの中には、貨幣価値で測定できるサービス（売上高等）とそれ以外の数量でしか測定できないサービスもあるのではないか。

2. 業績の適正な評価に資する情報

ー2. セグメントごとのアウトプット情報とインプット情報の対比

②独立行政法人のアウトプット情報の性格について

- 独立行政法人制度を踏まえると、独立行政法人は、利益の最大化ではなく事務・事業の実施機能を最大化する責務を負っている。
- また、これまでのワーキング・チームで整理してきたとおり、事務・事業の実施機能が最大化されたかどうかは、民間企業と異なり、事業活動の成果は、財務情報である収益では表すことができない。



- そのため、財源構造の違いに関わらず、法人(事業)の業績の評価にあたっては、定量的であるか否かに関わらず直接的、間接的なサービス受益者に対するサービスに着目する必要があると考えられる。
- なお、直接的なサービス受益者に対するサービスのうち、貨幣価値、すなわち売上高で測定できるサービスもあるが、売上高はあくまで提供したサービスの測定指標の一つにすぎないのではないか。
- また、例えば研究開発を行う法人は受託研究収入を得る場合もあるが、アウトプット情報、インプット情報の定義に照らせば、受託研究によって創出された成果がアウトプット情報となり、受託研究収入は当該成果を創出するための資源(インプット情報)として整理されることになるのではないか。

2. 業績の適正な評価に資する情報

ー2. セグメントごとのアウトプット情報とインプット情報の対比

③独立行政法人のインプットについて

- IPSASBにおける概念整理などを踏まえると、独立行政法人の財務報告における「インプット」は、「独立行政法人がアウトプットを提供するために使用した資源」と定義できるのではないか。

【IPSASBの「推奨実務ガイドライン第3号「サービス業績情報の報告」」における整理】

- 主体がアウトプットを提供するために使用した資源。
- インプットは、発生したコスト又はアウトプット産出に使用した数量の観点から報告することができる。

具体的には例えば以下のような情報でインプットが測定できるのではないか。

＜コスト情報＞

- ・ 損益計算書の費用
- ・ 行政サービス実施コスト など

＜アウトプット産出に使用した数量＞

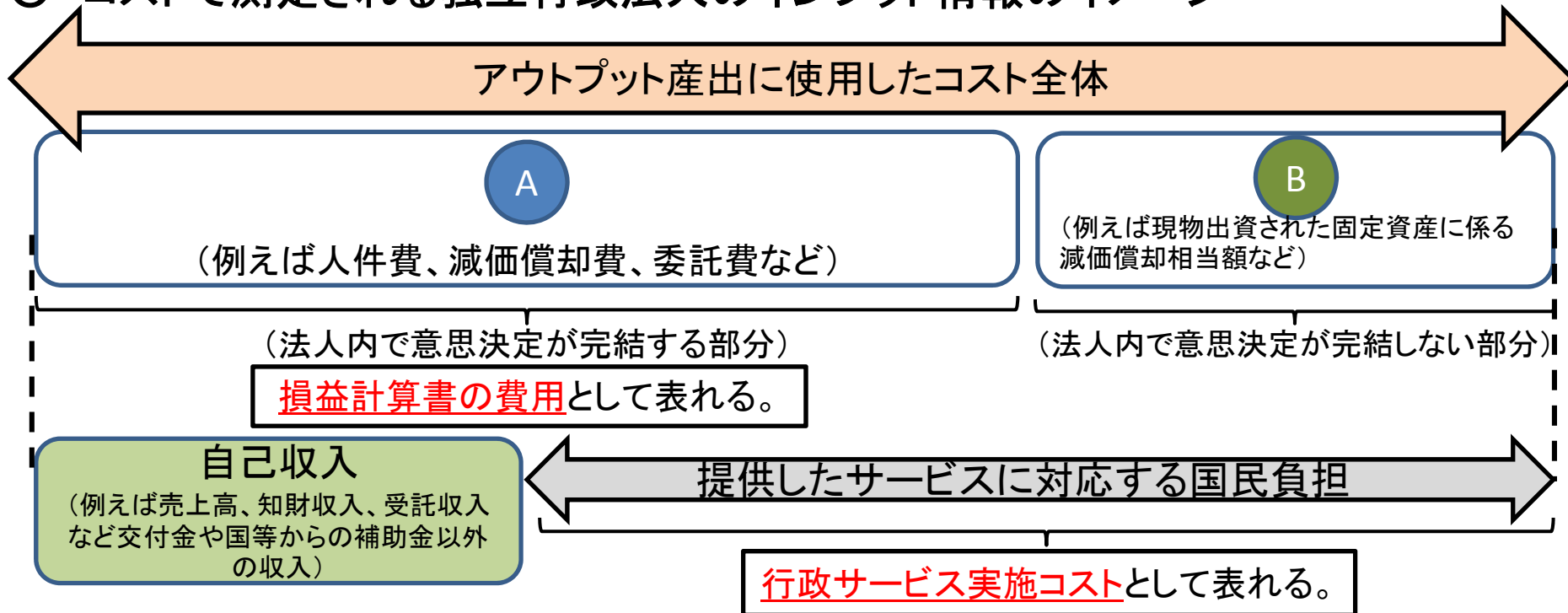
- ・ 従事人員数
- ・ 燃料消費量 など

2. 業績の適正な評価に資する情報

ー2. セグメントごとのアウトプット情報とインプット情報の対比

④独立行政法人のインプット情報の性格について

○ コストで測定される独立行政法人のインプット情報のイメージ



○アウトプットに対応するインプットは、アウトプット産出に使用したコストであるAとBの合計で測定できるのではない。

○また、提供したサービスに対応する国民負担を明らかにする観点からは、対応するインプットは、行政サービス実施コストで測定できるのではない。

○アウトプットを売上高で測定している場合には、コストをどれだけ売上高で賄えているかの観点からは、アウトプットに対応するインプットは損益計算書の費用で測定できるのではない。

⇒このため、アウトプットと対比すべきインプットは、対比の目的によって異なるのではない。

2. 業績の適正な評価に資する情報

ー2. セグメントごとのアウトプット情報とインプット情報の対比

⑤アウトプット情報とインプット情報の対比にあたって記載すべき内容

○ アウトプット情報とインプット情報の記載にあたっては、財務報告利用者の理解可能性等の観点から、以下の内容が必要と整理できるのではないかな。

i. セグメントごとの記載

- 主務大臣による目標はセグメント(事業等のまとまり)ごとに与えられ、評価もその単位で行われることから、その業務実績であるアウトプット情報、インプット情報もセグメントごとに記載することが必要ではないかな。
- また、当該セグメントに係るインプット情報と対比すべきアウトプット情報は、目標において示された指標か否かに関わらず、インプットから創出されたすべてのアウトプット情報を記載することが必要ではないかな。
- 財務報告は年次の報告であり、そのため、当該事業年度のアウトプット情報とインプット情報を対比するよう記載することが必要ではないかな。

ii. 過去からの推移や目標値等を用いた説明情報

- 民間企業の場合には、同業他社との比較分析を行うことによって業績の評価を行うことが可能である。一方、多種多様な事業を行っている独立行政法人の場合には、当該事業年度のアウトプット情報、インプット情報だけでは業績の評価が難しいのではないかな。
- そのため、過去の実績、あるいは目標値(例えば目標期間最終年度における到達水準等)と比較できる形で開示することが必要ではないかな。

2. 業績の適正な評価に資する情報

ー2. セグメントごとのアウトプット情報とインプット情報の対比

⑤アウトプット情報とインプット情報の対比にあたって記載すべき内容

iii. 定量的情報の補足情報

- アウトプット情報とインプット情報の対比だけでは、財務報告利用者はこれらの情報を理解することが難しいのではないか。
- 例えば事前に使途の特定を受けない運営費交付金の場合、限られた資金をどの事業(セグメント)に重点的に投入するかは、主務大臣から与えられた目標を踏まえつつ、事務・事業実施機能の最大化を達成できるよう法人の長が意思決定するが、何を根拠に、あるいは何を意図してそのような意思決定を行ったかは、独立行政法人の業績の適正な評価にあたって必要な情報と整理できるのではないか。
- また、一定のアウトプットを産み出すのに要したインプットの妥当性等について、法人の長がどのように考えているかの説明も、評価にあたっては必要な情報と整理できるのではないか。
- そのため、アウトプット情報、インプット情報が定量的に表すことができる事業であっても、定量的情報を補足する記述情報が必要ではないか。

iv. 労力対効果を踏まえた記載

- この財務報告に取り込まれるアウトプット情報とインプット情報の対比の情報は、既存の公表資料との整合性を図るなど、独立行政法人における財務報告作成に掛ける負担の増加を抑えつつ、財務報告から得られる情報の理解可能性を高めることとすべきではないか。

2. 業績の適正な評価に資する情報

ー2. セグメントごとのアウトプット情報とインプット情報の対比

⑥アウトカム情報について(参考)

- 国民生活及び社会経済に及ぼす影響や効果としてのアウトカム(※)は、独立行政法人が実施した事業の意義や効果等を把握する意味で有用と考えられる。
- しかしながら、年次の報告である財務報告においては、インプットからアウトカムが発現するまでは時間がかかるため、独立行政法人のインプットと対比する成果として、アウトカムは期間的に整合しない場合もある。アウトカムとインプットは一對一の対比とはならないこともあるため、一對一の対比とは分けて記載する必要があるのではないか。
- また、政策目標の立案は主務大臣が行い、その事務・事業を独立行政法人が実施するという独立行政法人制度の前提を踏まえれば、アウトカムについての責任を負うべきは主務大臣にあるのか、それとも独立行政法人にあるのか、という議論もあるのではないか。

※ 国際公会計基準審議会(IPSASB)が一般目的財務報告書(一般目的財務諸表を除く)を構成する報告書を作成するにあたり、実務上のガイドラインとして提供した「推奨実務ガイドライン第3号「サービス業績情報の報告」」において、アウトカムの整理は、「主体のアウトプットの結果として、又は主体のアウトプットに起因する、社会へのインパクト」とされている。

政策評価の実施に関するガイドライン(平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承、平成24年3月27日一部改正)において、アウトカムに着目した目標設定を求めているものの、当該目標はその達成が一般に行政機関が必ずしも統制できない外部要因の影響を受けることを排除できず、達成の度合いを全面的に行政機関に帰するとすることは適切でない場合もある、とされている。

2. 業績の適正な評価に資する情報

ー2. セグメントごとのアウトプット情報とインプット情報の対比

⑦予算と決算の対比について(参考)

- 支出予算は、アウトプット産出のために必要な支出を見積もって算定されると考えられる。
- 予算と決算との差額は、効率的に業務が行われた結果生じたものと整理することができるのではないか。
 - ※ ただし、予算と決算の差額には、アウトプット自体の見直しなどの要因によって生じた差額も含まれる可能性があることに留意が必要である。

3. 公共性の高いサービスが 持続的に提供されるかどうかの 把握に資する情報

3. 公共性の高いサービスが持続的に提供されるかどうかの把握に資する情報

今までのワーキング・チームにおける整理

【サービスが持続的に提供され得るかの評価に資する情報】

- サービス受益者は、独立行政法人のサービスが持続的に提供され得るかについて、財務諸表(過去財務情報)だけでは判断できないと考えられる。
- また、研究開発業務については、一定水準以上の研究開発の成果を引き続き出すことができるかどうかについて、研究開発人材の確保・育成や、研究環境の整備・向上に対する取組みといった非財務情報の開示が重要になると考えられる。

【業務等の改廃の評価に資する情報】

- 主務大臣又は評価制度委員会は、業務等の改廃にあたっては、財務情報(過去財務情報)や業績情報(過去情報)だけでは判断できないのではないかと考える。
具体的には、以下も踏まえて検討されるものとする。
- ① 将来的な国庫負担額の見込みや、提供される便益の見込みといった将来予測情報や、
- ② 事業実施主体として当然に求められるべき、法人の内部統制や、識別している事業実施上のリスクやリスクへの対応等といった非財務情報。

ワーキング・チームの議論を踏まえた整理

- 公共性の高いサービスが持続的に提供されるかどうかの把握に資する情報としては、以下のようなのものが考えられるのではないかと。

(1) 法人の長の理念(グランドデザイン)等

(2) 業務運営上のリスク

(3) 持続的に高水準のサービスを提供するための源泉

3. 公共性の高いサービスが持続的に提供されるかどうかの把握に資する情報

ー1. 法人の長の理念(グランドデザイン)等

(1) 法人の長の理念(グランドデザイン)等

- 法人の長は、主務大臣から与えられた目標をどのように達成していくか、法人のミッションを踏まえ、ビジョンを持ち、目標期間中の業務に取り組むものと考えられる。



- 財務報告利用者にとって、公共性の高いサービスが持続的に提供されるかどうかの把握に資する情報として、以下のような法人の長の理念(グランドデザイン)等の情報が必要ではないか。
 - ・ 法人に与えられたミッション
 - ・ ミッションを踏まえて法人に与えられた目標
 - ・ 目標達成に向けて描く、法人の長の運営に関するビジョン
- 法人の長は、一般的に主務大臣が公募により、高度な知識・経験を有する者であって、業務を適正かつ効率的に運営することができる者を任命するとされており、法人の長の理念(グランドデザイン)等は、そのような自身の知識・経験等も踏まえつつ記載されるものとする。

3. 公共性の高いサービスが持続的に提供されるかどうかの把握に資する情報

ー2. 業務運営上のリスク

(2) 業務運営上のリスク

① 業務運営上のリスクについて

- 法人の長は、公共性の高いサービスを持続的に提供するため、中(長)期計画に基づき業務運営を進める上でのリスクを識別し、対応することが求められる。



- 民間企業が有価証券報告書に記述する「事業等のリスク」を参考にすれば、財務報告利用者にとって、公共性の高いサービスが持続的に提供されるかどうかの把握に資する情報としての業務運営上のリスクは、例えば以下のようなものが考えられるのではないかな。
 - ・ 目標の達成を阻害する要因となるリスク
 - ・ 財務に係るリスク
 - ・ 独立行政法人の事務・事業に特有の法的規制等
 - ・ 重要な訴訟事件等
- 上記業務運営上のリスクは、サービス受益者が持続的にサービスを受益できるかどうかに係るリスクとしてはどうか。

3. 公共性の高いサービスが持続的に提供されるかどうかの把握に資する情報

ー2. 業務運営上のリスク

目標の達成を阻害する要因となるリスクの具体例

<具体的な例①>

○施設の管理運営事業における災害リスク

施設の管理運営事業を主たる目的としている法人においては、当該事業を通じ、サービスを持続的に提供することが重要な目標として設定されることも考えられる。この場合、地震や火災、津波等の予想できない災害が発生した際、持続的な施設の管理運営事業の遂行が困難となる可能性が高まることから、災害に対するリスクは目標の達成を阻害する要因になると考えられるのではないかな。

<具体的な例②>

○農畜産関係事業における疫病リスク

農畜産関係事業を行っている法人においては、例えば新規改良品種の開発を重要な目標として設定されている場合、農畜産物に多大な影響を与える疫病が流行することで、当該疫病対策の対応により開発業務が滞ることや、最悪の場合、改良中の品種が疫病に感染することで、開発計画の大幅な遅延または中止に陥る可能性が高まることから、疫病に対するリスクは、目標の達成を阻害する要因になると考えられるのではないかな。

3. 公共性の高いサービスが持続的に提供されるかどうかの把握に資する情報

ー2. 業務運営上のリスク

目標の達成を阻害する要因となるリスクの具体例

<具体的な例③>

○海外に活動拠点を有する法人の地政学的リスク

海外、特に発展途上国で活動を行うことでサービスを提供することが重要な目標として設定されている法人においては、例えば当該国での不安定な政治情勢による政策転換や治安の悪化、急激なインフレといった社会経済情勢の急激な変化によって、持続的なサービス提供を行うことが困難となる可能性があることから、当該地政学的リスクは目標の達成を阻害する要因になると考えられるのではないかな。

<具体的な例④>

○安定的な資材調達を阻害するリスク

施設建設を重要な目標として設定されている法人においては、目標期間内に限られた財源で当該施設の建設を行うことが求められるが、安定的な資材調達は施設建設には不可欠である。このため、市場の変化による資材の高騰は、目標期間中の安定的な資材調達が困難となることから、目標の達成を阻害する要因になると考えられるのではないかな。

3. 公共性の高いサービスが持続的に提供されるかどうかの把握に資する情報

ー2. 業務運営上のリスク

②長期的財務予測が求められる法人について

- 業務運営上のリスクのうち、特に財務に係るリスクについては、リスクの有無及びその理由を明らかにすることとしてはどうか。
- また、目標期間における予算、収支計画、資金計画が中(長)期計画等に添付することが法令上求められている現状を踏まえると、目標期間を超える長期の財務リスクを有している法人については、公共性の高いサービスが持続的に提供されるかどうかの把握に資する情報として「長期的財務予測」の開示が求められると整理されるのではないか。
- ここでいう長期の財務リスクとは、将来的に予期せざる国民負担が生じる可能性となるのではないか。

3. 公共性の高いサービスが持続的に提供されるかどうかの把握に資する情報

ー2. 業務運営上のリスク

②長期的財務予測が求められる法人について

- 長期の財務リスクを有する事業を全て挙げることは難しいが、例えば次表に挙げたような事業は、長期の財務リスクがある事業と整理できるのではないか。

事業	リスク	開示する情報例
例えば農業者年金基金のように、独立行政法人が、特定の加入者から保険料を集め、将来の年金給付等に備えて当該保険料を運用しつつ、年金等を給付する事業	○ 年金事業は、将来の加入者、運用利回り等により、将来の財務安定性が大きく変動しうるリスクを抱えているのではないか。 ・ 仮に将来、財務安定性が悪化する場合、持続的なサービスの提供に支障が生じる可能性や、持続的なサービスを提供するために国民負担が生じる可能性もある。 ・ そのため、少なくとも、期末時点で見込んでいる将来の加入者や運用利回り等の前提の下、長期的な財務安定性が保たれているかどうかは、サービス受益者や国民といった財務報告利用者にとって重要な情報と整理できるのではないか。	・ 加入者、運用利回り等の見込みを踏まえた長期の収支の見込み ・ 収支の見込みの前提条件 ・ 収支の見込みを踏まえた保険料率等の見込み など
独立行政法人が保有する大規模施設の管理運営事業	○ 維持管理費や大規模修繕費といった大規模施設のライフサイクルコストは多額となることが見込まれる。そのため、ライフサイクルコストと、当該コストを全部あるいは一部を賄う自己収入の状況によっては、将来の財務安定性が大きく変動しうるリスクを抱えているのではないか。 ・ ライフサイクルコストや自己収入の見通しが甘い場合には、収支の悪化により、持続的なサービスの提供に支障が生じる可能性や、多額の国民負担が生じる可能性もある。 ・ そのため、期末時点で見込んでいるライフサイクルコストや自己収入の見通しや、その前提条件等を明らかにすることは、サービス受益者や国民といった財務報告利用者にとって有用な情報となるのではないか。	・ 自己収入、施設のライフサイクルコストの見込みを踏まえた長期の収支の見込み ・ 収支の見込みの前提条件 など

3. 公共性の高いサービスが持続的に提供されるかどうかの把握に資する情報

ー2. 業務運営上のリスク

②長期的財務予測が求められる法人について

事業	リスク	開示する情報例
債券あるいは長期借入金の償還、返済原資として自己収入を充てている事業	○ 将来の自己収入の状況によっては、債券あるいは長期借入金の償還、返済スケジュールが変わりうるリスクを抱えているのではないか。 ・ 仮に将来、自己収入が見通しよりも悪化する場合、償還、返済のスケジュールが変わり、将来的に国民負担によって償還、返済を行わざるを得なくなる可能性もある。 ・ そのため、少なくとも、期末時点で見込んでいる償還、返済の見通しや、自己収入の見通し、さらにはそれらの前提事項の開示は、債権者や国民といった財務報告利用者にとって重要な情報と整理できるのではないか。	・ 債務の償還スケジュール、自己収入の見込みを踏まえた長期の収支の見込み ・ 収支の見込みの前提条件 ・ 一定期間ごとの債務残高の推移など
繰越欠損金の計画的解消を目標に記載されている事業	○ 将来の自己収入の状況によっては、繰越欠損金の解消がスケジュールどおりに進まないリスクを抱えているのではないか。また、収益を産む見込みや回収の見込みが乏しい資産(出資)の処分が進まない場合、不要な支出を生じさせるリスクを抱えているのではないか。	・ 一定期間ごとの繰越欠損金残高の推移(計画)と実績の対比 ・ 不良資産の処分計画と実績の対比 ・ 計画の前提条件 ・ 計画と実績の差の要因分析など

3. 公共性の高いサービスが持続的に提供されるかどうかの把握に資する情報

ー2. 業務運営上のリスク

③開示する情報について

- 開示する情報は法人が抱える長期の財務リスクに応じて決まると考えられる。開示対象となる法人が抱える長期の財務リスクはそれぞれ異なることから、開示する内容を一律に定めることはできないと考えられる。
- ただし、長期の財務予測は、予測の前提条件次第で結果が大きく変わる可能性があることから、予測の前提条件を開示する必要があると考えられるのではないかな。
- また、財務報告利用者の比較可能性や、検証可能性、継続性等を踏まえれば、長期の財務予測にあたっては、例えばIRRなどの戦略的意思決定の手法や年金財政検証の手法、政策コスト分析(※)などの確立された既存のツールを用いて行うことが推奨されるのではないかな。
- なお、長期の予測が困難な場合においても、最低限、目標期間開始時において、独立行政法人の目標期間終了時における予測貸借対照表等の作成が求められるのではないかな。

※政策コスト分析とは、財政投融资を活用している事業について、一定の前提条件(将来金利、事業規模、利用見込みなど)を設定して将来キャッシュフロー(資金収支)等を推計し、これに基づいて、財投対象事業の遂行のために

- ① 将来、国から支出されると見込まれる補助金等【国からの補助金等】から、
- ② 将来、国に納付されると見込まれる国庫納付・法人税等【国への納付金等】を差し引いて割引現在価値を求め、これに、
- ③ 既に投入された出資金等による利払軽減効果の額【国にとっての機会費用】を加えて、各財投機関が試算したもの。(出典:財務省HP)

3. 公共性の高いサービスが持続的に提供されるかどうかの把握に資する情報

－3. 持続的に高水準のサービスを提供するための源泉

(3) 持続的に高水準のサービスを提供するための源泉

① 持続的に高水準のサービスを提供するための源泉の開示について

- 独立行政法人には、その業務の実施を国から任されるに足るだけの行政サービス提供のための強みや基盤を有していると考えられるのではないか。また、法人の長は、持続的にサービスを提供していくために、その強みや基盤を維持し、新たに作っていく義務を有していると考えられるのではないか。
- さらに、独立行政法人は多種多様な業務を行っており、その行政サービス提供のための強みも多種多様と考えられる。



- そのため独立行政法人は、持続的に高水準のサービスの提供を可能とする強みや基盤を維持・創設していくための源泉を開示することが必要と整理できるのではないか。

3. 公共性の高いサービスが持続的に提供されるかどうかの把握に資する情報

－3. 持続的に高水準のサービスを提供するための源泉

②持続的に高水準のサービスを提供するための源泉について

- 持続的に高水準のサービスを提供するための源泉としては、例えば以下のようなものが考えられるのではないか。
 - ・ 人的資本
 - ・ 知的資本(暗黙知、形式知など)
 - ・ 設備資本
 - ・ 組織体制 など
- 多種多様な行政サービスを実施している独立行政法人制度を踏まえると、どのような情報を具体的に記載するかは、法人の実態によって異なると考えられるのではないか。ただし、次のような例が考えられるのではないか。

3. 公共性の高いサービスが持続的に提供されるかどうかの把握に資する情報

ー3. 持続的に高水準のサービスを提供するための源泉

持続的に高水準のサービスを提供するための源泉の具体例

<具体的な例①>

○民間部門では実施困難な業務に対する人的資本・知的資本

医療厚生業務では、難病、重度心身障害、筋ジストロフィー等、民間では提供困難なセーフティネット系医療や災害時等の緊急対応医療等の診療・調査研究を確実に実施することが求められている。

民間部門と同業種であっても、政策的側面から上記のような業務の実施が可能な医療従事者の確保や専門研究のノウハウの維持・獲得は、高水準のサービスを提供するための源泉と考えられるため、高水準のサービス提供に必要な人的資本・知的資本が法人に備わっていること、また、その維持・向上に関する取り組みなどを開示することが考えられるのではないか。

<具体的な例②>

○公的研究機関ならではの専門的な組織体制

研究開発を実施する独立行政法人においては、高水準の研究開発を実施する上で、どのような組織体制(研究体制)で行っているのかという点が源泉であると考えられる。例えば研究成果として所有する知的財産の運用・管理や、法人が実施した研究開発により世界的に著名な専門人材を輩出可能な組織体制は、研究開発を実施する独立行政法人によって、様々なものと考えられる。

3. 公共性の高いサービスが持続的に提供されるかどうかの把握に資する情報

－3. 持続的に高水準のサービスを提供するための源泉

持続的に高水準のサービスを提供するための源泉の具体例

<具体的な例③>

○公共性の高い設備資本

公共性の高い設備資本を有する独立行政法人においては、設備を有し、持続的に運営・管理することが求められる。例えば、美術館や博物館、専門人材の養成教育機関では、当該設備自体が高水準のサービスを提供するための源泉と考えられる。

そのため、当該設備が高水準のサービスにどのように貢献しているかの記述とともに、当該設備資本を維持するための取り組みなどを開示することが考えられるのではないか。

<具体的な例④>

○歴史や文化・芸術・技術等に関する知的資本・人的資本

国の政策として歴史や文化・芸術・技術等を継承・維持・管理するような独立行政法人においては、業務運営上、専門的な技術を持った人材の育成・確保や有形資産の収蔵、無形資産の承継等を求められる。例えば貨幣・硬貨等の印刷技術、勲章・褒章等の工芸技術、公文書や文化財の収蔵・管理及び修復技術、これら技術を有する人材の育成・管理などである。

このような法人においては、当該知的資本や人的資本が、公共サービスを提供するための源泉であると考えられる。

そのため、上記のような知的資本・人的資本が公共サービスの提供にどのように貢献しているかの記述とともに、知的資本・人的資本の維持・向上のための法人の取り組みなどを開示することが考えられるのではないか。

3. 公共性の高いサービスが持続的に提供されるかどうかの把握に資する情報

ー3. 持続的に高水準のサービスを提供するための源泉

持続的に高水準のサービスを提供するための源泉の具体例

<具体的な例⑤>

○専門性を発揮する人的資本(役員人事)

独立行政法人の長は、一般的に主務大臣が公募により、高度な知識・経験を有する者であって、業務を適正かつ効率的に運営することができる者を任命するとされている。

また、独立行政法人の理事は、事務・事業の実施機能の最大化の観点から、最適な人材を法人の長が任命するものと考えられる。

そのため、最適な役員人事は、法人が高水準のサービスを持続的に提供するための源泉と考えられることから、各役員が法人運営にあたって果たすべき役割、期待される貢献内容について記述することが考えられるのではないかと。